

平成29年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
第4 包括外部監査の結果及び意見			
1 各施設についての結果・意見			
(3) 少年自然の家			
<p>【監査の結果29】自主事業該当性の判断、事業計画書及び事業報告書の記載内容 【教育委員会】</p>	<p>1 指定管理者は、自主事業に該当する事業を整理した上で、自主事業の収支を正確に把握すべきである。 2 指定管理者は、管理運営業務契約書によって定められた事業区分に従い、事業計画書及び事業報告書を作成すべきである。</p>	<p>指定管理者から、平成30年度事業報告書及び令和元年度事業計画書の提出を受けて、指定管理者が自主事業に該当する事業を整理した上で自主事業の収支を正確に把握していることと、指定管理者が管理運営業務契約書によって定められた事業区分に従い作成していることを確認した。</p>	措置
(4) 中央図書館			
<p>【監査の結果39】収支報告が不十分(自主事業の支出の報告が無い) 【教育委員会】</p>	<p>指定管理者は、収支報告書の作成に際して、管理運営業務契約書で定められた自主事業の支出の報告をすべきである。</p>	<p>平成30年度収支報告書の提出を受けて、自主事業支出額が明示されていることを確認した。</p>	措置